

大船渡市意欲ある浜の担い手支援事業費補助金のお知らせ

▷問い合わせ先＝水産課振興係(☎内線374)

市では、沿海漁業協同組合と共に、新規漁業就業者の確保・育成を図るため、大船渡で新しく漁業を始める人を支援する制度を創設しました。

この補助金は、市と沿海漁業協同組合が下表補助額を共同で補助する制度となります。

制度の詳細については、問い合わせください。

■補助対象者(次の要件全てを満たす人)

- ・就業開始時において、市内に住所を有し、かつ、15歳以上50歳未満の人
- ・将来にわたり専業(年間の従事日数がおおむね

150日以上であることをいう)として漁業を続けていく意思を有する人

- ・常勤の雇用契約を締結していない人
- ・市長が定める期間内において、国または他の地方公共団体などが実施する漁業者育成に関する補助金の交付を受けていない人
- ・市税を滞納していない人

■補助内容

下表のとおり

「新規就業型」とは、平成30年4月1日以後に、漁業に必要な漁船、漁具などの資機材を整備し、漁業経営を開始する人を指します。

「後継ぎ就業型」とは、平成30年4月1日以後に、資機材を継承し、漁業経営を開始する人を指します。

※虚偽の申請や就業してから5年未満に離職した場合、補助金返還が生じる場合があります。

区分	補助対象経費	補助額
新規就業型	奨励支援	新規漁業就業者1人につき50万円を上限とする(1回払い)
	資機材整備支援	新規漁業就業者1人につき50万円を上限とする(1回払い)
	生活支援	新規漁業就業者1人につき年150万円を上限とする ※交付期間は2年を限度とする
後継ぎ就業型	奨励支援	新規漁業就業者1人につき50万円を上限とする(1回払い)
	生活支援	新規漁業就業者1人につき年60万円を上限とする ※交付期間は2年を限度とする

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

▷問い合わせ先＝国保年金課国保係(☎内線143・144)

■10月1日からは、新しい保険証を医療機関に提示してください

現在使用している国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は9月30日までです。

新しい保険証は9月末までに各世帯へ郵送します。10月1日から医療機関で受診するときは、新しい保険証を提示してください。

今まで使っていた保険証は回収しませんが、10月1日以降は使用できなくなりますので、各世帯で破棄してください。

※特別な事情がなく国民健康保険税を1年以上滞納している世帯には、郵送による保険証の交付ができない場合があります。

※75歳以上の人の後期高齢者医療制度の保険証は、7月中に郵送しています。

※就学のために市外に転出した人の保険証は、有効期限が平成31年3月31日となっていますので、今回は郵送しません。

■健康保険に変更があった場合は届け出が必要です

国民健康保険(国保)加入者で市外に転出した人や他の健康保険に加入した人は、国保資格喪失の届け出が必要です。また、新たに国保に加入する人は、国保資格取得の届け出が必要です。

手続きが遅れると、さかのぼって国保税を納めていただく場合や、国民健康保険と社会保険などで二重に保険料(税)がかかることがありますので、早めに関入・脱退の手続きをしましょう。

なお、社会保険など他の保険資格取得日以降に、国保の保険証を使用して医療機関などを受診した場合、市が医療機関などへ支払った医療費を返還していただきます。

新しい保険証が届いていない間に受診するときは、保険を変更したことを医療機関などに申し出の上、受診してください。

大船渡市中小企業被災資産復旧事業費補助金の申請受付について

▷申請先/問い合わせ先＝商工課(☎内線108)

市では、東日本大震災津波により被害を受けた中小企業者の事業再開を支援し、経済基盤の復興および就業機会の確保を図るため、被害を受けた店舗、工場または事業所など、事業再開のために不可欠な被災資産を復旧する場合に要する経費に対する補助金の交付申請受付を行います。

申請書類は、市役所商工課および大船渡商工会議所で配布します。

▷受付期間＝10月1日(月)～11月30日(金)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

▷受付窓口＝大船渡市役所商工港湾部商工課

▷対象業種＝中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第5号に規定する業種(医療業(療術業、歯科技工所は除く)、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業、学校教育、協同組合、学術・開発研究機関を除く)のうち、市が認める業種であること

▷補助対象経費＝次の被災した事業用資産のうち、事業再開のために不可欠な資産の復旧に要する経費。ただし、他社に貸与することを目的とするものを除く。

・建物およびその附属設備(暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他建物に附属する設備)

・構築物

・機械および装置(ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械装置を除く)
※店舗などと住宅が一体となっている場合は、店舗などに係る部分が対象となります。

▷補助要件

- ・復旧に要する経費が100万円以上であること
- ・事業拠点の主たる施設が滅失していること
- ・東日本大震災津波により被災した企業の復旧経費を対象とした国、県、市が実施する他の補助金の交付を受けていないこと
- ・その他市の定める土地利用計画と整合していること

▷補助率＝2分の1以内

▷補助限度額＝2,000万円

▷対象期間＝補助金交付決定を行った年度内に補助事業を完了し、事業を再開すること

▷雇用条件＝事業を再開した日の属する年度から起算して、3カ年経過した年度の終了する日までに、被災時の従事者数を回復すること

▷その他

・製造業、宿泊業以外の業種については、市独自の算定基準で補助金の額を算出する。

・平成23年3月11日以降に実施した事業にさかのぼって適用する。

・業種を変更した場合は補助対象とならない。

岩手県事業復興型雇用確保助成金の申請受付について

▷申請先/問い合わせ先＝岩手県事業復興型雇用創出助成金事務センター(☎019-601-5263)

岩手県では、平成30年度事業復興型雇用確保助成金の新規申請を受け付けます。

この助成金は、事業所が求職者を雇用した場合には、雇入費助成として1人当たり3年間で最大120万を、また、人材確保のため、社宅の借り上げや住宅手当の新設・拡充などを行った場合には、住宅支援費助成として、住宅支援に要した経費の4分の3(1事業所当たり3年間で最大720万円)を助成します。

助成対象となる事業所は、沿岸12市町村に所在し、復興のために国や自治体の補助金などを活用した事業所ですが、そのほかにも助成対象となるための要件があります。

詳しくは県のホームページ、問い合わせ先などで確認ください。

▷申請受付期限＝平成31年1月31日(木)当日消印有効

※雇入費については、対象労働者を雇用した日付により受付期間が決められています。申請受付期間に留意願います。

※持参する場合は、午後4時30分までに到着した分まで受け付けます。

※予算の上限に達した場合、期限前に受付を終了する場合があります。

▷受付時間＝平日午前9時30分～正午、午後1時～4時30分